

# 大分県報

令和七年  
号外（一七）  
三月三十一日

（月曜日）

## 目次

### 条 例

大分県税条例等の一部改正……………

### ○条 例

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十四号

### 大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

**第一条** 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第五十一条の二十三第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第二十二条の六の七第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第四条の十一第十四項で定める」を「附則第四条の十一第十一項に規定する」に、「同条第

令和七年三月三十一日

十五項で定める」を「同条第十二項に規定する」に改め、「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第八項に規定するもの」に、「附則第四条の十一第十三項で定める」を「附則第四条の十一第十項に規定する」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第四条の十一第十六項」を「附則第四条の十一第十三項」に改め、同項を同条第五項とする。

**第二条** 大分県税条例等の一部を改正する条例（令和六年大分県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第三十五条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十八条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例第五十一条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 令和六年四月三十日までに取得された第一条の規定による改正前の大分県税条例附則第二十二條の六の七第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

大分県報号外（条例）